



はじめに

2016年9月に「輸出入税に関する法律」の実施を指導する政令第134/2016/ND-CP号（以下「政令134」）が発効となりました。この政令は税関当局や輸出入活動に携わる組織・個人に法的根拠を示していましたが、その施行から約5年が経過し、不明確な規定や実務上の欠点が明らかになって参りました。

このような問題を解決するため、政府は2021年3月11日、政令134号を修正・補足する政令第18/2021/ND-CP号（以下「政令18」）を公布しました。本政令は、2021年4月25日から正式に発効することになります。

主要な変更点

政令18で定めた政令134からの変更は広範囲に及んでいますが、主な変更点は以下のとおりです。

1. みなし輸出入品に適用される関税率に関する規定の補足（第3条）
2. 再加工のための輸入品の免税要件の明確化（第10条）
3. 輸出製造のために輸入された後、外注先に引渡された材料の免税要件；特定のみなし輸出入品の免税要件に関する規定の補足（第12条）
4. 投資優遇措置を享受しているプロジェクトの固定資産を構成する輸入品に対する免税要件の補足（第14条）
5. 輸出加工企業（EPE）に対する税関の検査・監督・関税の取扱いに関する条件についての規定の補足（第28a条）
6. マスターリストにおける免税輸入品の使用に対する税関当局の監督及びファイナリゼーションレポートに関する規定の補足（第31a条）
7. 再輸出される輸入品に対する関税還付に関する規定の強化（第34条）



主要な変更点

1. みなし輸出入品に適用される関税率（第3条）

第1項：みなし輸出入品に対する輸出入関税率の適用は、本条の第3項で補足、参照されています。

第3項：詳細は以下のとおりです。

- 非関税地区からのみなし輸出品は政令第122/2016/ND-CP号および政令第57/2020/ND-CP号に規定された輸出関税率が適用される。
- みなし輸入品（非関税地区からの輸入の場合を除く）は、政令第125/2017/ND-CP号および政令第57/2020/ND-CP号に規定された最恵国待遇輸入税率（MFN税率）が適用される。
- 非関税地区から国内市場への輸入品は、それぞれ具体的なケースに応じ、MFN税率、FTA税率、または標準税率が適用される。



2. 再加工のための輸入品の免税要件（第10条）

第1項、ポイントg：輸入した原材料から単に加工されたものであれば、その加工された製品は、海外へ輸出あるいは国内へみなし輸出される際に輸出関税が免除されません。

第2項：再加工の場合の商品に対する免税要件に関する規定は以下のとおりです。

- 当該企業が加工契約に署名し、加工の為の施設と設備の所有権又は使用权を保持していること。
 - 企業が加工契約、再加工契約、及びその添付書類を税関当局に通知していること。
 - 企業が規定されている期限内に再加工施設または再加工契約を通知しなかった場合、関税における行政違反に関する罰則のみが適用される。
- 第4項：加工のために輸入されたスクラップ、不良品、余剰の原材料や消耗品の基準値（3%）に関する規定が撤廃されます。
- 第5項：輸入税免除の申請書には、外国の組織または個人によるベトナム国内での商品の引き渡しを示す文面での指定書/合意書のコピー文書が含まれている必要があります。



主要な変更点（続き）

3. 輸出製造のために輸入された後、外注先に引渡された材料の免税要件；特定のみなし輸出入品の免税要件（第12条）

第1項、ポイントd: 輸出製造のために輸入された原材料であり、ベトナム国内で処分する事が許可され、実際に処分されたものは、輸入関税が免除されます。

第2項: 詳細については以下のとおり規定されています。

- 輸出製造のために輸入されたが、加工の為に引渡された材料の免税の根拠（ポイントa、b）
- みなし輸出の場合の輸出業者の責任：輸出業者は、みなし輸出の際の税関申告書（CD）の準備が完了した日から15日以内に、CDが準備できた事を税関当局に通知しなければなりません。輸出業者が期限内に通知できなかった場合、CDを再申告する必要があり、輸出製造のために輸入された原材料に関して関税が課せられます。その場合、輸出業者は、CDを準備して税関当局に通知することができれば、支払った関税の還付を受けることが可能です。（ポイントe）
- みなし輸出品は、輸出関税が免除されません。（ポイントg）
- 加工形態の下でののみなし輸出品は一定の条件を満たせば、輸入関税が免除されます。その他の形態の下でののみなし輸出品は輸入関税が課せられ、海外又は非関税地区に輸出される際に還付を受けることができます。（ポイントh）

第3条： みなし輸出業者は、外国の組織または個人によるベトナム国内での商品の引き渡しを示す文面での指定書/合意書のコピー文書を提出する必要があります。





主要な変更点（続き）

4. 投資優遇措置を享受しているプロジェクトの固定資産を構成する輸入品に対する免税要件（第14条）

第6項: 産業別、投資先別、投資資本の規模別など投資優遇措置の享受対象を決定するための基準が明確になりました。

5. 輸出加工企業（EPE）に対する税関の検査・監督・関税の取扱いに関する条件（第28a条）

第28a条：以下のとおり補足されています。

- 税関検査・監督のためのEPEの必須条件
 - ハードフェンスとゲートにより外側と区分され、商品の配送はゲートからのみ行われること
 - 監視カメラシステムがすべてのゲートやドア、保管場所に常時設置されていること（休日を含む24時間体制）、監視カメラシステムが管轄税関当局のシステムに直接接続されており、撮影後のデータが少なくとも12ヶ月間保存されていること
 - 税関当局への報告のために、非課税商品の出入状況を管理するソフトウェアを整備すること
- EPEまたはEPEプロジェクトの投資家に対する税関検査・監督条件の適格性を検査・認証する手続は、以下の場合に実施される事になります。

- 投資家が新規プロジェクトのための投資登録証明書を申請する場合
- 投資家が拡張プロジェクトのための投資登録証明書の発行または修正を申請する場合
- 非EPEからEPEへの変更を申請する場合
- 新規・拡張プロジェクトを行う企業は投資登録証明書、投資登録修正証明書、または管轄機関が発行した投資登録証明書の発行が不要である旨の文書にてEPEとして認められた時点（以下、「投資証明書付与時点」という）から、非関税地区における取扱いを享受することができます。
- 投資証明書付与時点から政令第82/2018/ND-CP号および本政令に規定されている税関の検査・監督条件を満たされた旨の税関当局が発行した文書を受け取るまでの期間に、非関税地区に対する取扱いを享受できていない場合、当該企業は該当期間における過払いの税金について税務管理規定に基づく取扱いを受けることができます。





主要な変更点（続き）

6. マスターリストにおける免税輸入品の使用に対する税関当局の監督及びファイナリゼーションレポートに関する規定（第31a条）

第31a条：免税輸入品に関する報告及び検査について、以下のとおり詳細の規定が追加されています。

- プロジェクト終了し全ての商品がベトナム国外に再輸出されるまで、または、商品の使用目的が変更されたり、国内で販売される事になるあるいは、廃棄される時まで、毎年会計年度末から90日以内に、組織や個人は、免税輸入品のマスターリストを提出し管轄税関当局に対して、その会計年度における免税品の使用状況に関するファイナリゼーションレポートを提出しなければなりません。
- 5年間の輸入税の免税対象である原材料、部品（第15条より）、医療機器の製造・組立のために輸入される原材料、部品（第23条より）については、プロジェクトの稼働日から5年以内に、免税品の使用状況に関する報告書を毎年提出しなければなりません。この5年間が終了した後30日以内に、未使用の免税輸入原材料、部品に対して税関申告と納税を行う必要があります。
- 製造に使用するための輸入される原材料・部品の場合：製造工程の完了日から30日以内に報告書を提出することになります。報告書の提出日から60日以内に、税関当局は企業の施設において、実際に検査を実施する事になります。

- 組立ラインや生産ラインを輸入する場合、登録された商品の数量から順次差し引くことができず、複数回の出荷で別々に輸入する必要があります：企業は完了した日から30日以内に、報告書を提出しなければなりません。報告書の提出日から60日以内に、税関当局は企業の施設で検査を実施します。本条の第1項に定めるように、プロジェクトの投資者は毎年、完成・設置後の製品の使用状況を通知しなければなりません。

7. 再輸出される輸入品に対する関税還付に関する規定（第34条）

第1項、ポイントa: 輸入された商品が商品の所有者への返品、外国への輸出、又は非関税地区内の使用による非関税地区への輸出を含めた再輸出が行われる場合においては、関税の還付を受けることが可能と規定されています。





Contact us



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Takaishi Gen
Director, Japanese Services Group
+84 28 710 14342
gtakaishi@deloitte.com



Junichi Harada
Director, Japanese Services Group
+84 24 7105 0118
junharada@deloitte.com



Takada Koki
Manager, Japanese Services Group
+84 28 710 14587
ktakada@deloitte.com



Ito Takahiro
Manager, Japanese Services Group
+84 24 71050 249
takahito@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte.



Making an impact since 1991

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021 Deloitte Vietnam Tax Advisory Company Limited